

## 県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針

令和元年 11月14日策定  
令和2年 3月31日改定  
令和3年 3月31日改定  
佐賀県教育委員会

### 1 趣旨

教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項の規定による「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(以下「国指針」という。)並びに「佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」(以下「条例」という。)及び「県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則」(以下「規則」という。)の規定に基づき、県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針(以下「上限方針」という。)を定める。

### 2 対象の範囲

上限方針に掲げる措置は、条例第2条第2項に規定する県立学校の教育職員を対象とする。

<教育職員>

校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常勤勤務の者等)、実習助手、寄宿舎指導員

### 3 業務を行う時間の上限

#### (1) 上限方針における「在校等時間」の考え方

正規の勤務時間外において、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。

正規の勤務時間外において、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間(校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事する時間として外形的に把握することができる時間を含む。)を基本とし、勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間(自己申告による)及び休憩時間を除いた時間を在校等時間とする。

(2) 業務を行う時間の上限に関する原則

規則第2条第1項のとおりとする。

<規則第2条第1項>

教育委員会は、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間から正規の勤務時間（条例第6条第1項各号に定める日（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）第9条第1項の代休日指定された日を除く。）の勤務時間を除く。以下同じ。）を除いた時間（以下「時間外在校等時間」という。）を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について45時間

(2) 1年について360時間

(3) 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間等

規則第2条第2項のとおりとする。

<規則第2条第2項>

前項の規定にかかわらず、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、教育委員会は、時間外在校等時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について80時間

(2) 1年について720時間

(3) 1年のうち1箇月において時間外在校等時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月

4 佐賀県教育委員会及び県立学校が講じる措置

(1) 在校等時間の客観的な把握

労働安全衛生法等を踏まえ、別に定めるところにより、在校等時間を客観的に計測する。また、当該計測の結果は、公文書として適切に管理及び保管を行い、保存期間は5年間とする。

(2) 労働基準法等の遵守

休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守すること。

( 3 ) 教育職員の健康及び福祉を確保するための留意事項

ア 時間外在校等時間が一定時間を超えた場合や、希望する教育職員への医師による面接指導は、教職員課が別に示す通知によるものとする。

イ 教育職員の在校時間の最終時刻を設定するなど、終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保することに努める。

ウ 労働安全衛生法で定める健康診断を確実に実施するとともに、再検査や治療が必要な教育職員については、県教育委員会が各学校の衛生管理者・推進者を通して、再度の検診等を当該教育職員に勧奨する。

エ 「佐賀県公立学校特定事業主行動計画」に掲げる目標を達成するための取組を行い、年次有給休暇の取得を促進する。

オ 佐賀県教育委員会や公立学校共済組合佐賀支部において設置している心身の健康相談窓口を教育職員に周知するとともに、必要に応じて利用するよう促す。

( 4 ) 在校等時間の長時間化を防ぐための取組

在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組や別に定める「学校現場の業務改善計画」の取組を推進する。

( 5 ) 事後検証

規則第 2 条第 1 項又は第 2 項で定める上限時間の範囲を超えた場合には、各県立学校における在校等時間の長時間化を防ぐための取組や業務、環境整備等の状況について、別に定めるところにより事後的に検証を行う。

( 6 ) 佐賀県人事委員会との連携

教育委員会は、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずべき措置に関して、佐賀県人事委員会の求めに応じて実施状況等について報告を行い、専門的な助言を求めるなど連携を図る。

( 7 ) 上限方針の周知

ホームページ等を活用し、保護者や地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、上限方針の周知を図る。

## 5 留意事項

### (1) 上限時間について

教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものではない。

上限方針は、時間外在校等時間の上限時間を遵守することを求めるのみではなく、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として策定されるものであり、在校等時間の長時間化を防ぐために、4(4)に掲げる取組等と併せて、在校等時間の縮減を図る。

### (2) 虚偽の記録等について

教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならない。

### (3) 持ち帰り業務について

本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。